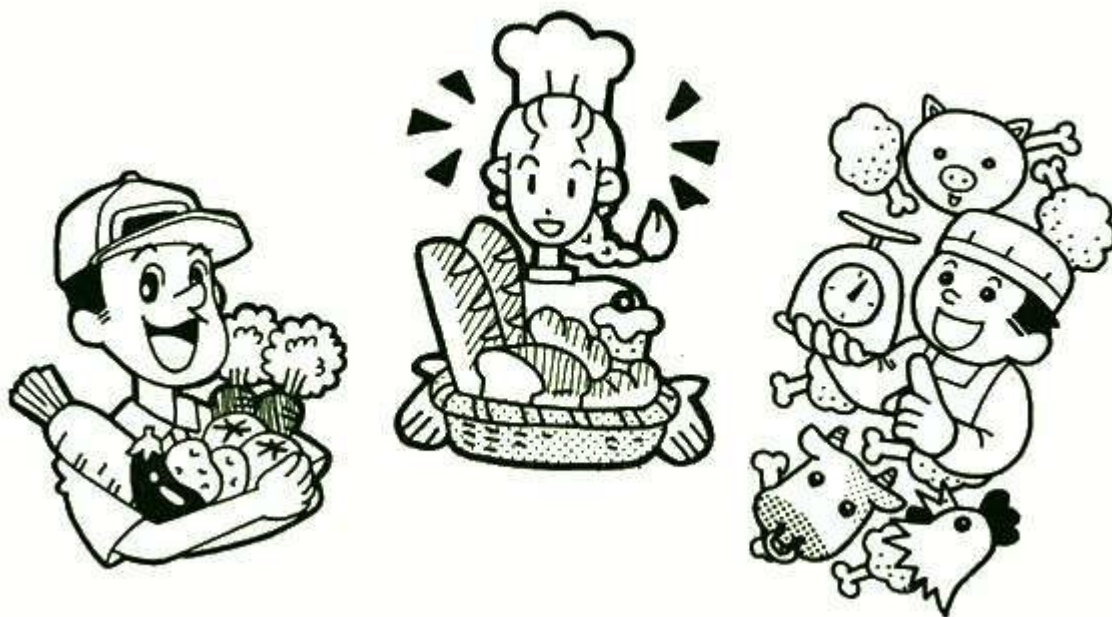


令和6年度

鎌ヶ谷市

中小企業融資制度のご案内



この制度は、市内中小企業の振興を目的として、千葉県信用保証協会と市内の金融機関の協力を得て行う、長期で低利の融資制度です。用途に応じていろいろな資金を用意していますのでご利用ください。

また、この制度をご利用されますと市より利子補給が受けられます。

融資相談は、月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く8：30～17：00）に行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

鎌ヶ谷市役所市民生活部商工観光課
電話 047-445-1240

申込みについて

◆受付場所

鎌ヶ谷市役所市民生活部商工観光課商工観光係

電話 047-445-1240

◆注意事項

- ①提出書類は、別表を参照のうえすべて取り揃えて申込みをしてください。
- ②証明書類については、交付後3ヶ月以内のものを添付してください。
- ③見積書は、申込者の宛名で有効期限内かつ見積書の印のあるものを添付してください。
- ④取り下げとなりました書類は要望があれば後日返却します。

◆その他

パンフレットの内容や申込書類等は市ホームページで掲載しています。

URL <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/jigyosha/syoukoushinkou/shoukou.html>

市ホームページ QR コードはこちら



1. 資 格

①市内で一年以上同一事業を継続して営んでいる中小企業者。

(中小企業者とは、下記資本金、従業員の内いずれかが該当するものです。)

業 種 別	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸 売 業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス・小売業	5 千万円以下	1 0 0 人以下 (小売業は 50 人以下)

*農林漁業・風俗営業飲食業・金融保険業・(保険媒介代理業、保険サービス業を除く)・土地売買業(投機目的のみ)・娯楽業・その他信用保証協会が定める業種については対象になりません。

②法人にあっては、市内に本社(本店)を有し、法人登記されていること。

*他市に本社(本店)があり、市内に事業所等がある場合はその事業所等に係る設備資金のみが対象となります。

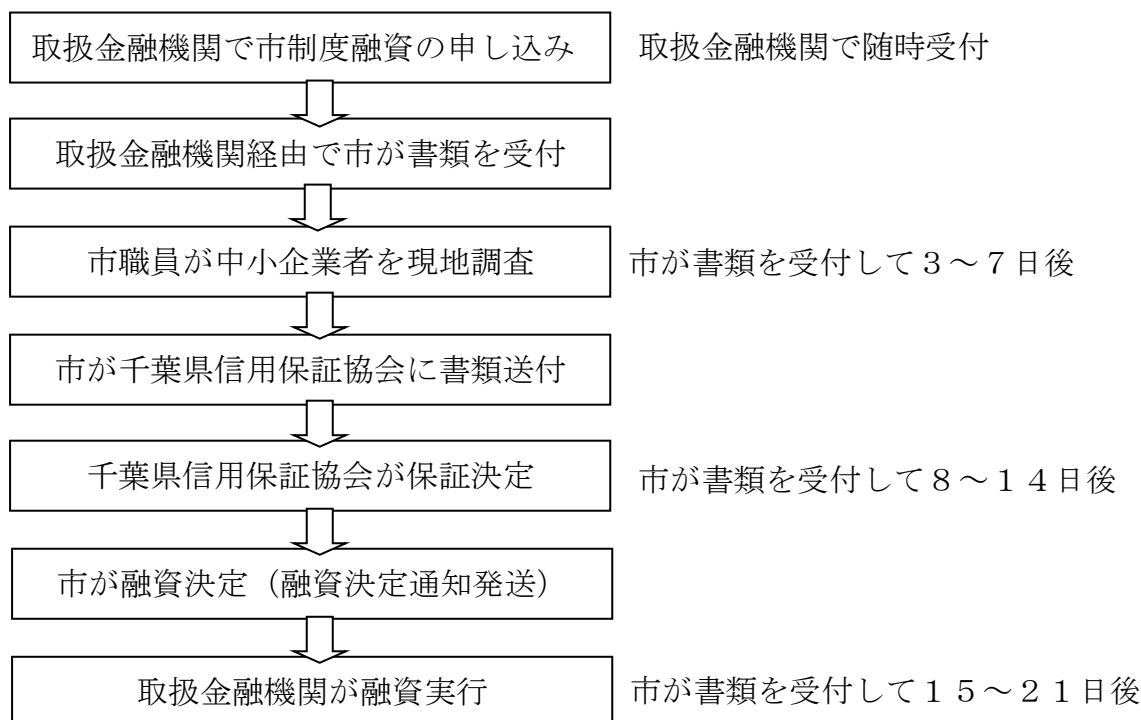
③市に納付すべき市税等に滞納がないこと。

④原則として、千葉県信用保証協会または融資金融機関の指示による場合、連帯保証人を有すること。

⑤許認可を必要とする業種は、許認可を受けていること。

◆その他、資金の種類により要件が異なりますので、2ページの「3. 資金の種類」を参照してください。

2. 融資の申込みから実行までの流れ



3. 資金の種類

資金名	融資対象	融資限度額
事業振興資金	事業の経営上必要とする運転資金及び設備資金。	運転：1,250万円以内 設備：所要資金の90%以内で2,000万円以内
経営安定化 特別資金	原材料需給の著しい減少又は親会社若しくは取引先の倒産により、経営努力だけでは解決困難な経営不振に陥った場合の事業の安定化を図るために要する資金。	運転：1,250万円以内
小売商業設 近代化備 資金	大型店に入店するために必要な入店保証金・敷金・内装設備資金及び地域商業環境の著しい変化に対処するための店舗移転増設改設等設備の近代化に要する資金。	設備：所要資金の90%以内で2,000万円以内
公害防除資金	公害防止施設の設置及び附属する設備に要する資金及び公害防止のための工場移転資金。	設備：所要資金の90%以内で2,000万円以内
大型店対策資金	小売業者が大規模小売店舗等の進出に対処し経営を安定化させるために要する運転資金及び設備資金。	運転：1,250万円以内 設備：所要資金の90%以内で2,000万円以内
独立開業 育成資金	中小企業の従業員が独立開業するため、又は独立開業後1年未満に要する運転資金及び設備資金。 ①25才以上で市内に1年以上居住していること。 ②同一事業所に3年以上継続して勤務し、開業する業種が開業直前に勤務している業種であること。 ③市内に事業所を設置すること。	運転：500万円以内 設備：所要資金の90%以内で1,000万円以内
身体障がい者事業 経営資金	身体障がい者福祉法第4条に定める身体障がい者で事業を開業しようとする者、又は開業している者が要する運転資金及び設備資金。 ①23才以上で同一事業所に5年以上継続して勤務し開業しようとする業種が現に勤務している業種であること、又は市長が認めた技能習得訓練機関を修了した者で2年以上の経験を有し開業しようとする業種が修得技術に係る事業であること。 ②市内に事業所を設置すること。	運転：1,250万円以内 設備：所要資金の90%以内で2,000万円以内
創業支援資金	新たに事業を開始するために要し、又は開業後1年未満の者の育成に係る運転資金及び設備資金。 ①市内に1年以上居住していること。 ②産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第25項第1号、第3号及び第5号に規定する創業者並びに同項第2号、第4号及び第6号に規定する創業者のうち創業後1年未満の者であること。 ③市内に事業所を設置し、事業を始めること。	運転：1,250万円以内 設備：所要資金の90%以内で2,000万円以内
特別小口事業資金	小規模事業者に対し、事業の円滑化を図るため、常時無担保、無保証人にて融資する運転資金及び設備資金。 ①市民税の所得割（法人にあっては法人税割）を賦課されていること。 ②申請時に保証協会の一般融資を利用していないこと。	運転：1,250万円以内 設備：所要資金の90%以内で1,250万円以内

※設備資金は、市内に設置するものに限り、また、3、5又は7ナンバーの車両は、事業用ナンバーを取得する場合を除き、対象となりません。

融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	連帯保証人	利子補給率	備考
運転：5年以内 設備：10年以内 とし減価償却年 数以内とする	1年以内 年 2.20%	〈千葉県信 用保証協会 が定める保 証料率〉 原則 年0.45% ～1.90% 中小企業者 の経営状況 等に応じ て、保証協 会により決 定されま す。	割賦返済 (据置は必要に 応じて6ヶ月以 内)	千葉県信 用保証協会に 準ずる	1.5%	鎌ヶ谷市商工会に加入している者は、左記利子補給率に0.5%を加算した率を利子補給率とする。
5年以内					2.0%	
設備：10年以内 とし減価償却年 数以内とする	1年超 3年以内 年 2.30%		割賦返済 (据置は必要に 応じて12ヶ月以 内)		2.5%	
設備：10年以内 とし減価償却年 数以内とする			割賦返済 (据置は必要に 応じて6ヶ月以 内)		1.5%	
運転：5年以内 設備：10年以内 とし減価償却年 数以内とする	3年超 5年以内 年 2.40%		割賦返済 (据置は必要に 応じて12ヶ月以 内)		2.5%	
運転：5年以内 設備：7年以内 とし減価償却年 数以内とする			割賦返済 (据置は必要に 応じて6ヶ月以 内)		1.5%	
運転：5年以内 設備：10年以内 とし減価償却年 数以内とする	5年超 10年以内 年 2.60%		割賦返済 (据置は必要に 応じて6ヶ月以 内)		1.5%	
運転：5年以内 設備：7年以内 とし減価償却年 数以内とする			割賦返済 (据置は必要に 応じて6ヶ月以 内)		1.5%	

※併用して借りられる融資限度額は1事業所当り3,000万円以下です。

※割賦返済で据置期間を設けても融資期間内の返済になります。

4. 利子補給

本融資制度を利用されますと、毎年3月末までの支払利息に対して、各資金の補給率のとおり補給します。支払時期は、毎年7月頃になります。

例

事業振興資金の運転資金1,000万円を融資期間5年で利用した場合
※4月から翌年3月までの支払利息（1年目） 約240,000円

【一般の方（商工会未加入者）の場合】

$$240,000\text{円} \times 1.5\% \div 2.4\% = 150,000\text{円}$$

（支払利息） （補給率） （融資利率） （利子補給額）

【商工会加入者の場合】

$$240,000\text{円} \times 2.0\% \div 2.4\% = 200,000\text{円}$$

（支払利息） （補給率） （融資利率） （利子補給額）

※補給額が500円以上の場合交付となり、補給額に100円未満の端数がある場合は切捨てとなります。

5. 取扱金融機関

金融機関名	支店名	電話番号
千葉銀行	鎌ヶ谷支店	047-444-2111
	白井支店	047-444-8111
	二和向台支店	047-449-1111
	船橋支店	047-422-4161
	松飛台支店	047-386-7111
京葉銀行	鎌ヶ谷支店	047-443-3411
	新鎌ヶ谷支店	047-441-0100
	白井支店	047-492-1881
千葉興業銀行	鎌ヶ谷支店	047-443-6911
東京東信用金庫	鎌ヶ谷支店	047-444-2411

◇別表（提出書類一覧）

No.	項 目	個人	法人	注 意 事 項
1	鎌ヶ谷市中小企業資金融資申請書	○	○	
2	信用保証委託申込書類一式	○	○	
3	市納税証明書（最新年度・左記の前年度分）	○	○	市に納めるべき税金全てにかかる納税証明書（法人市民税又は市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）
4	固定資産評価証明書	○	○	特段の理由がある場合固定資産評価通知書でも代用可
5	印鑑証明書	○	○	
6	住民票	○		
7	履歴事項全部証明書		○	
8	申告書・決算書（2期分）（写）	○	○	
9	個人情報の提供に関する同意書	○	○	
10	試算表	○	○	決算後6カ月経過した場合
11	受注明細表	○	○	建設業等受注業種の場合
12	許認可登録書（写）	○	○	許認可を必要とする業種の場合
13	見積書・パンフレット（写）	○	○	設備資金の場合
14	建築確認通知書（写）	○	○	新築及び10㎡以上の増築の場合
15	改造承認書・賃貸借契約書（写）	○	○	賃貸借物件にかかる場合
16	宣誓書	○	○	不動産業・軽微な建設工事業の場合
17	担保物件明細書・担保物件不動産登記事項証明書	△	△	必要に応じて
18	設備資金検討表	△	△	設備資金の場合必要に応じて
19	創業・再挑戦計画書	○	○	独立開業育成資金・創業支援資金の場合
20	事業主証明書	○	○	独立開業育成資金の場合
21	鎌ヶ谷市商工会加入状況確認届	○	○	鎌ヶ谷市商工会に加入の場合
22	調査意見書	○	○	取扱金融機関にて記載
23	その他信用保証協会又は市長が必要と認める書類	△	△	必要に応じて ※NPO法人の場合は事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類：事業報告書・計算書類及び財産目録・年間役員名簿・社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面） ※車両購入の場合は車検証等

■○印は必ず必要。△印は資金の種類やその他の条件に応じて必要になります。

■提出書類は各1部で、写し（No.8及び12～15）以外は原本提出となります。

※ただし、上記のうちNo.4～7の書類については、同一年度中の利用（原本提出）があり、かつ変更がない場合に限り、写しでも構いません。

◇連帯保証人の提出書類

No.	項 目	備 考
1	印鑑証明書	
2	住民票	
3	市税納税証明書（最新年度・左記の前年度分）	市に納めるべき税金全てにかかる納税証明書（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）
4	固定資産評価証明書	

■提出書類は各1部で、全て原本提出になります（※上記のうちNo. 1、2、4については上に同じ。）

信用保証協会

中小企業の皆様が事業資金を金融機関から借り入れる際にその借入債務を保証することにより、中小企業者に対する事業資金の調達を円滑にすることを目的に設立された公的機関です。

なお、保証の対象となる資金は事業の経営に必要な運転資金と設備資金です（生活資金、個人の住宅建築資金など事業資金以外のおものはお取り扱いできません）。

千葉県信用保証協会松戸支店

〒271-0091 松戸市本町7-10 ちばぎんビル4階

電話番号 047-365-6010

鎌ヶ谷市商工会のご案内

地元で事業を営んでいる経営者のみなさま
商工会に加入しませんか！

商工会とは

商工会は豊かな地域づくりや中小企業の発展のために、さまざまな活動を行っています。商工会は、商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資する事を目的として、法律に基づき設立された商工業者の組織です。運営は会員の意志によって行われ、地域内の中小企業が一体となって総合的な活動を行っており、鎌ヶ谷市の商工業者を代表する地域総合経済団体です。

■会員になるための資格要件

鎌ヶ谷市内において、営業所・事務所・工場・事業場を有する商工業者

■加入金 1事業所 5,000円
会費月額 1,500円

入会すると各種融資制度（無担保・無保証人・低利のマル経融資や、県制度融資の即決保証等）をご利用いただけます（入会後の期間や商工会からの推薦等要件あり）。

その他、無料での個人事業主対象の税務相談（確定申告相談会・源泉税の納付相談会）の実施や福利厚生、共済制度等におけるメリットもございます。

お問い合わせ先

鎌ヶ谷市商工会 鎌ヶ谷市南初富 6-5-60

TEL : 047-443-5565 FAX : 047-442-1493